

第3節 キャリア教育

1 職場体験やインターンシップの実施状況

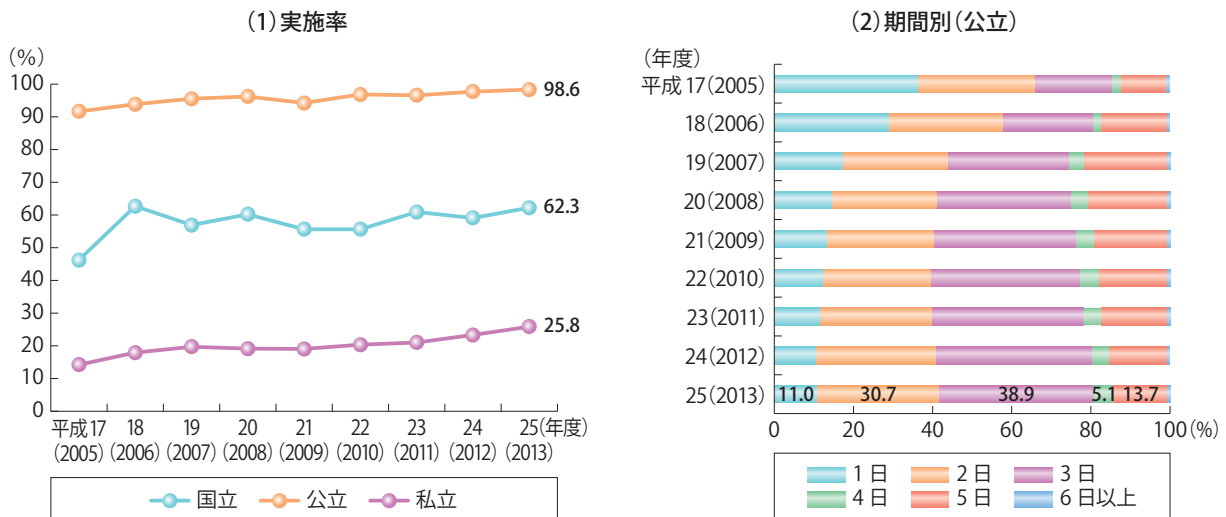
(1) 中学校

職場体験の実施率はおおむね上昇傾向。

職場体験を実施している中学校の割合はおおむね上昇傾向にあり、平成25（2013）年度は公立の98.6%，国立の62.3%，私立の25.8%の中学校で職場体験が行われている。（第1-4-18図（1））

期間別の実施状況をみると、5日以上はこのところ減少傾向にあり、4割弱が「3日」、約3割が「2日」となっている。（第1-4-18図（2））

第1-4-18図 中学校における職場体験の実施状況



(出典) 文部科学省国立教育政策研究所「職場体験・インターンシップ実施状況等調査」

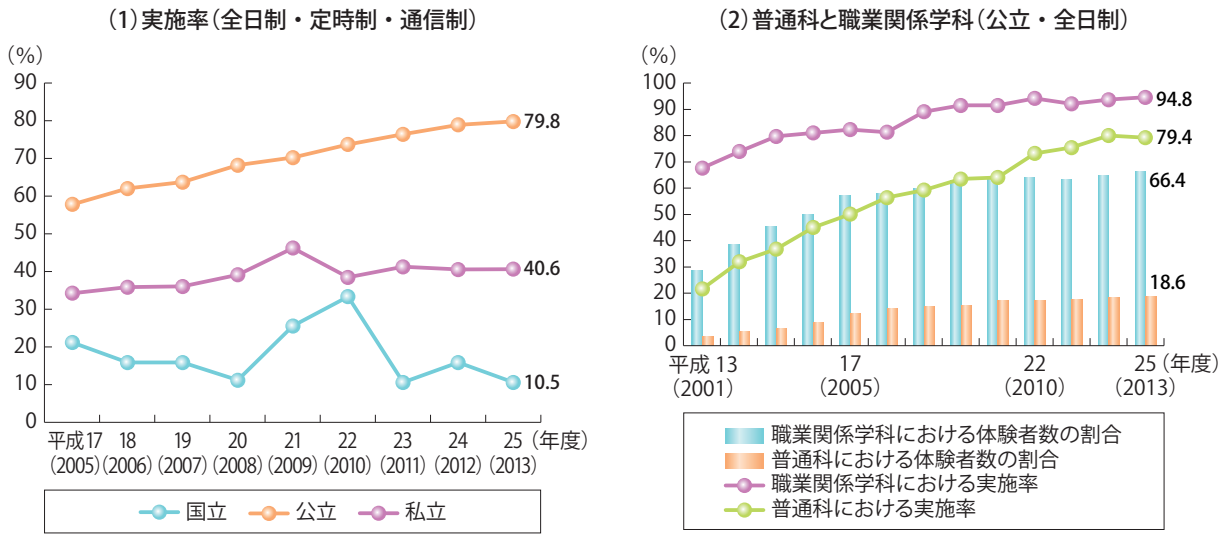
(2) 高校

インターンシップの実施率はおおむね上昇傾向。普通科での参加率が低い。

インターンシップを実施している高校（全日制・定時制・通信制）の割合は、公立では上昇傾向にあり、平成25（2013）年度は公立の79.8%，私立の40.6%，国立の10.5%となっている。（第1-4-19図（1））

普通科と職業関係学科での実施率をみると、上昇傾向にあり、それぞれ79.4%，94.8%となっている。一方、体験者数の割合をみると、職業関係学科では66.4%であるが、普通科では18.6%にとどまっている。実施率、体験者数の割合ともに、普通科は職業関係学科を大きく下回っている。（第1-4-19図（2））

第1-4-19図 高校におけるインターンシップの実施状況



(出典) 文部科学省国立教育政策研究所「職場体験・インターンシップ実施状況等調査」、文部科学省資料
 (注)「体験者数」とは、3年間を通して1回でも体験した3年生の数の全体に占める割合。

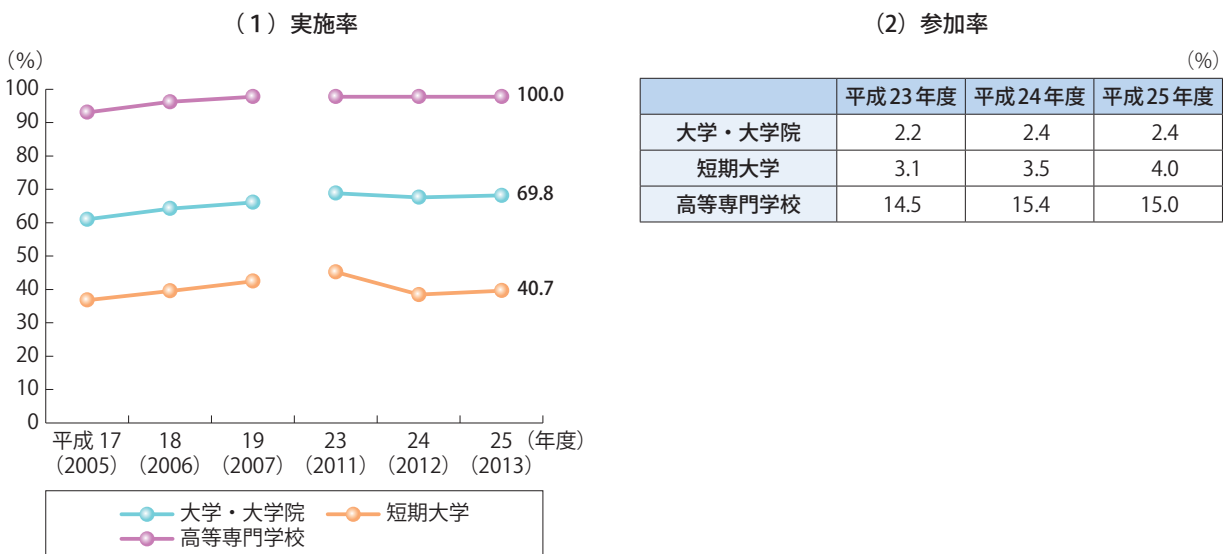
(3) 大学

インターンシップの実施率はこのところ横ばいとなっており、参加率は極めて低調。

単位認定を行う授業科目としてインターンシップを実施している大学・大学院の割合はこのところ横ばいとなっており、平成25(2013)年度には69.8%となっている。一方で、平成25年度の1年間に、単位認定を行う授業科目としてのインターンシップに参加した者の割合は大学・大学院で2.4%となっている。(第1-4-20図)

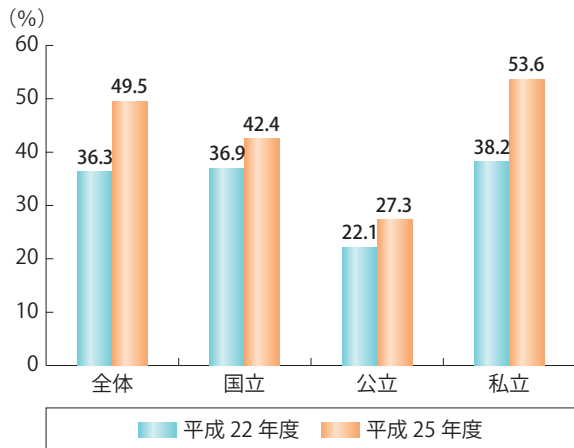
キャリア科目を必修科目として開設している大学は、ここ数年で増加しており、全体の49.5%となっている。特に私立大学の伸びが大きい。(第1-4-21図)

第1-4-20図 大学等におけるインターンシップの実施状況



(出典) 平成17年度～19年度、23年度：科学省「大学等におけるインターンシップ実施状況調査」
 平成24年度、25年度：独立行政法人日本学生支援機構「大学等におけるインターンシップの実施状況に関する調査」
 (注) 1. 単位認定を行う授業科目として実施されているもの。
 2. 特定の資格取得を目的として実施するもの(教育実習・医療実習・看護実習など)を含まない。

第1-4-21図 大学における必修科目としてのキャリア科目の開設割合



(出典) 独立行政法人日本学生支援機構「大学、短期大学、高等専門学校における学生支援取組状況に関する調査（平成22年度）」、「大学等における学生支援の取組状況に関する調査（平成25年度）」
 (注) 全国の大学を対象に各年度9月1日現在の状況を調査。大学の回収率は平成22年度調査94.7%、平成25年度調査95.1%。

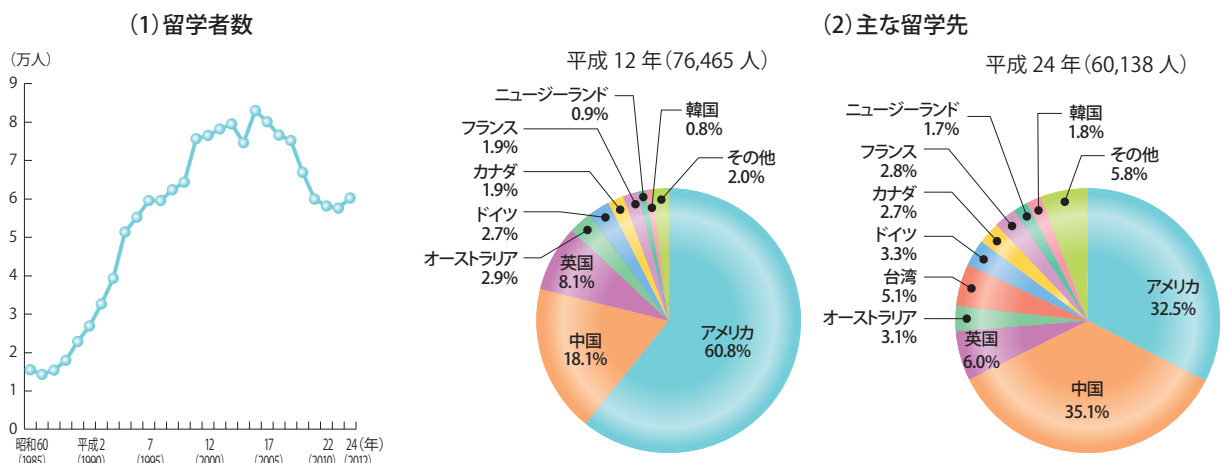
第4節 国際交流

1 海外留学，帰国子女

海外への留学生は減少が続いてきたが、下げ止まった。

海外の大学などに在籍する日本人の数は、平成16（2004）年をピークに減少が続いてきたが、平成24（2012）年には下げ止まり、60,138人となっている。主な留学先は、アメリカ合衆国が32.5%、中国が35.1%となっている。この10年あまりでアジア大洋州諸国の占めるシェアが相対的に大きくなってきており、留学先が多様化している。（第1-4-22図）

第1-4-22図 日本人の海外留学状況



(出典) 文部科学省「日本人の海外留学状況」
 (注) 以下の資料を基に文部科学省が集計したもの。
 OECD "Education at a Glance"
 高等教育機関に在籍する「受入国に永住・定住していない」または「受入国の国籍を有しない」学生で、正規課程に属する者。
 ユネスコ統計局
 高等教育機関に在籍する「受入国に永住・定住していない」学生
 Institute for International Education (IIE) "Open Doors"
 アメリカ合衆国の高等教育機関に在籍している、アメリカ市民（永住権を有する者を含む）以外の者
 中国大使館教育部
 学生ビザ（Xビザ（留学期間が180日以上））または訪問ビザ（滞在180日未満）などで中国の大学に在学している者。
 台湾教育部
 台湾の高等教育機関に在籍している者（短期留学生を含む）。